

岩手県告示第244号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和2年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸沿岸釜石海岸鶴住居地区海岸（片岸地先海岸）
- 2 指定区域 次の基点1から基点31までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点31と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯39度20分23秒02578、東経141度53分47秒25566  
基点2 北緯39度20分23秒02244、東経141度53分46秒65488  
基点3 北緯39度20分22秒66258、東経141度53分45秒79249  
基点4 北緯39度20分21秒84464、東経141度53分45秒27188  
基点5 北緯39度20分21秒06625、東経141度53分44秒96443  
基点6 北緯39度20分21秒31183、東経141度53分45秒50038  
基点7 北緯39度20分20秒21889、東経141度53分44秒99039  
基点8 北緯39度20分19秒15392、東経141度53分44秒81262  
基点9 北緯39度20分17秒28650、東経141度53分44秒85626  
基点10 北緯39度20分13秒24704、東経141度53分44秒65525  
基点11 北緯39度20分11秒16296、東経141度53分44秒43349  
基点12 北緯39度20分09秒11475、東経141度53分44秒35718  
基点13 北緯39度20分06秒65240、東経141度53分44秒50428  
基点14 北緯39度20分04秒43794、東経141度53分44秒89961  
基点15 北緯39度20分03秒22962、東経141度53分45秒18498  
基点16 北緯39度20分01秒83762、東経141度53分45秒62003  
基点17 北緯39度20分00秒75275、東経141度53分45秒39507  
基点18 北緯39度19分58秒55411、東経141度53分43秒40693  
基点19 北緯39度19分56秒56173、東経141度53分47秒00702  
基点20 北緯39度19分58秒57256、東経141度53分49秒35799  
基点21 北緯39度20分01秒04584、東経141度53分50秒91702  
基点22 北緯39度20分06秒52137、東経141度53分49秒45916  
基点23 北緯39度20分08秒06337、東経141度53分49秒27708  
基点24 北緯39度20分16秒16730、東経141度53分49秒61830  
基点25 北緯39度20分20秒37936、東経141度53分49秒79578  
基点26 北緯39度20分20秒72801、東経141度53分49秒07009  
基点27 北緯39度20分20秒90648、東経141度53分49秒24518  
基点28 北緯39度20分21秒08708、東経141度53分48秒91129  
基点29 北緯39度20分21秒43774、東経141度53分49秒18638  
基点30 北緯39度20分21秒70901、東経141度53分48秒68794  
基点31 北緯39度20分22秒89323、東経141度53分47秒57333

備考 関係図面は、岩手県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。